平成２２年（フ）第８５７号
愛知県豊田市大清水町原山83番地７　とよたサンドエルＢ103号
債務者　藤井　敏幸
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
滋賀県彦根市平田町358番地１　201号、前住所滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹104番地１
債務者　金田　弘美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１６１６号
広島市西区己斐上４丁目３番19―202号
債務者　中野　重美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９３号
広島市西区楠木町３丁目２番20―404号
債務者　大西　紫乃
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８３０号
広島市南区堀越１丁目５―50―401、住民票上の住所広島市西区大芝３丁目14番２―201号　金子マンション
債務者　徳弘　　崇
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８３３号
広島市中区吉島東１丁目７番20―202号
債務者　梅田　英和
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４号
広島県尾道市因島中庄町4281番地６、住民票上の住所広島県尾道市因島中庄町4281番地２
債務者　宮地　加奈
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３７０号
山口県下関市細江町２丁目４番１―604号　市営細江住宅
債務者　岡藤　直子（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３７１号
山口県下関市藤附町７番10号
債務者　原田　秀喜
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
山口県下関市藤附町７番10号
債務者　原田　克江
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
香川県丸亀市土器町西１丁目374番地
債務者　藤本　由美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第５８９号
愛媛県上浮穴郡久万高原町直瀬甲962番地
債務者　大野　　集
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５９１号
愛媛県松山市西石井２丁目１番４号
債務者　倉橋タミ子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７２０号
高知市比島町３丁目７番５号　市住68号
債務者　東　　令子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８３８号
高知市若草南町７番３―101号
債務者　山口　啓子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８４０号
高知市孕西町23番地６
債務者　坂本　臣弥
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８４３号
高知市神田173番地２
債務者　竹村吉野生
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８４４号
高知市神田173番地２
債務者　竹村　愛子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高知地方裁判所破産係